

「困難を有する子ども・若者の専門的な自立支援の場 応援事業補助金」の補助事業者を募集します

困難を有する子ども・若者の社会的自立を促進するため、自立支援の場の運営を支援することとし、以下のとおり令和7年度の補助事業者を募集します。

1 事業メニュー

① 常時開設する専門的な自立支援の場の運営

- ・ソーシャルスキルトレーニングや進学・就労に関する知識の提供等を行っていること
- ・1日6時間以上、月20日程度開設していること など

② 上記①以外の自立支援の場の運営

- ・ソーシャルスキルトレーニングや進学・就労に関する知識の提供等を行っていること
- ・1日3時間以上、月8日程度開設していること など

③ 就労継続支援の場の運営

- ・支援者が雇用上抱える課題解決のフォローや一人ひとりの状況に応じた伴走支援等を行っていること
- ・1日3時間以上、月8日程度開設していること など

2 補助対象経費及び補助限度額

事業メニュー	補助対象経費	補助率	補助限度額
① 常時開設する専門的な自立支援の場の運営	自立支援の場並びに就労継続支援の場の支援員及び事務員の人件費 (労働基準法第11条に定める賃金、法定福利費(社会保険料、労働保険料)、謝金)	1/2 以内	1者あたり 300万円
② ①以外の自立支援の場の運営			1者あたり 50万円
③ 就労継続支援の場の運営			1者あたり 100万円

3 事業の対象期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

4 応募について

- (1) 応募方法 応募書類を、下記提出先まで、持参、郵送又はメール、いずれかの方法により提出してください。

【提出先】 長野県 県民文化部 こども若者局 次世代サポート課 (県庁本庁舎4階)
住所: 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
メールアドレス: jisedai-shien@pref.nagano.lg.jp

- (2) 提出期限 令和7年5月27日(火)17時 必着

- (3) 応募書類 「6 その他」に記載のURLに掲載しています。

5 選考方法

応募書類の審査を行い、事業実施主体を決定します。

6 その他

応募にあたっては、県ホームページや事業実施要綱等で詳細について必ずご確認ください。

(掲載先) <https://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/konnan/jiritusien-hojyokin2025.html>